

## こころの教育をどのように実践するか

### ◇いじめ問題から考える

#### ☞いじめ問題の理解と視点

- ・いじめは生徒の心身の発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。
- ・最近のいじめは携帯電話等により、一層見えにくいものになっている。
- ・いじめはその行為がいじめかどうか（逸脱性）の判断が難しいところに特徴がある。

文科省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の定義では、  
昭和 60 年以後のいじめの定義

「自分より弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」

としてきましたが、

平成 18 年に定義が変更され



「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」なお、起こった場所は学校の内外を問わない

注 1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係にあるものを指します。

注 2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直積的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

注 3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたすることなどを意味します。

注 4) けんか等を除く

とされ、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直されました。

従来の調査基準にみられる、いじめは力の優・劣の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性なく反復継続して行われるという点は、いじめの本質です。そのために、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまう事が考えられます。

#### ☞いじめの構造

- ・いじめは、いじめが意識的かつ集合的に行われてる。
- ・いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。  
いじめの対象者を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題がある。
- ・いじめは、いじめる側といじめられる側という二者だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

日本のいじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生していることを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

## ☞いじめる心理

いじめの背景にあるいじめ側の心理を読みとることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながります。

いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ・心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ・集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・いじめの被害者となることへの回避感情

などが挙げられます。

## ☞いじめ問題への対応

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒に徹底させ、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。
- ・教員も上記のことを自覚し、保護者や地域に伝えていく
- ・いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。
- ・心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性をはぐくむ取組につなげていく。
- ・生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に生徒理解を進める。  
表面の行動に惑わされることなく内面に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。
- ・アンケートや面接を通して生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておく。
- ・いじめを把握したら、関係者が話し合い、チームで対応し、指導方針を共通理解し役割分担を行い迅速な対応を進める。
- ・いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校的意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ・必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ・いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行う。
- ・加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例もみられるので、卒業まで定期的に話し合う機会を持つなどの配慮も必要。
- ・発達障害がある生徒が周囲からいじめを受けることがあります。そのため、障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合うホームルーム経営が必要。

○参考資料：生徒指導提要

冷やかし、悪口、脅し、仲間はずれ、無視  
軽く叩く・蹴る、ひどく叩く・蹴る、金品たかられる  
金品を隠される、盗まれる、物を壊される  
嫌なこと、危険なこと、恥ずかしいことされたり、させられたりする  
パソコンや携帯電話等を使った誹謗中傷・・・

以上、いじめ行為の代表的なものです

**「いじめは人間として絶対に許されない」**  
今後先生方の粘り強い指導をお願いします

## 虫やふん食べさせ

### 警視庁 強要容疑で高1逮捕

中学校の同級生の男子生徒(16)に、バツタを口に入  
れさせたり、犬のふんを食  
べさせたりしたとして、警  
視庁少年事件課は23日まで  
に、強要容疑で東京都練馬  
区の通信制私立高校1年の  
少年(15)を逮捕した。逮捕

は15日。

同課によると「自分にび  
びっていることは分かっ  
いたので、なんでもやら  
せていた」と容疑を認め  
ている。他にも同級生の  
複数男子生徒が少年から  
暴行などの被害を受けて

いたとみ

られる。  
逮捕容疑は昨年9月9  
日、西東京市の西武新宿線  
東伏見駅のホームで、男子  
生徒に「そのバツタ食  
べてみるよ」などと言  
い、自分で口に入れ  
させた。

また同9月10日ごろ、練  
馬区の少年宅で、同じ  
生徒に「ちよつとこれ  
食ってみろ」と言  
って、飼犬のふんを  
無理やり食べさせた  
疑い。